

豊橋版：新型コロナウイルス感染症に伴う行政支援策まとめ

愛知県議会議員 中村たつひこ
活動レポート令和2年資料版B号
(令和2年4月28日作成)
発行者：中村竜彦事務所

◎個人・世帯向け

給付 (もらえる)	全ての国民に	⇒	特別定額給付金	国民1人に一律10万円給付 ※DV避難者に対するの対応あり	⇒	総務省コールセンター ☎03-5638-5855
	離職等で住居を失った(失いそうな)方に	⇒	住居確保給付金	家賃実費(35000円~49000円)を支給 支給期間：原則3ヶ月(最大9ヶ月)	⇒	豊橋市福祉部生活福祉課 ☎0532-51-2313
	子育て世帯に	⇒	臨時特別給付金	児童手当受給者に対し、 子供1人あたり1万円給付	⇒	豊橋市こども家庭課 ☎0532-51-3161
	収入減で大学・短大・高専等の授業料が払えない方に	⇒	高等教育就学支援制度	世帯所得に応じて貸与型(要返済)・給付型(返済不要)の奨学金や授業料の減免	⇒	日本学生支援機構 ☎0570-666-301
貸付 (かりる)	収入が減って家計が苦しい方に	⇒	緊急小口資金 (無利子無保証)	貸付上限20万円 据置期間1年以内/償還期間2年以内	⇒	豊橋市社会福祉協議会 ☎0532-52-1111
		⇒	総合支援資金 (無利子無保証)	貸付上限：単身15万円/複数20万円 据置期間1年以内/償還期間10年以内	⇒	
制度猶予 (制度延長) 支払猶予 (支払延長)	市民税・固定資産税が払えない方に	⇒	申請による換価の猶予	休業や自宅待機などで納税が困難な方に対する納税猶予制度	⇒	豊橋市納税課 ☎0532-51-2241
	国民健康保険・国民年金が払えない方に	⇒	同上		⇒	豊橋市国保年金課 ☎0532-51-3132
	後期高齢者医療保険料が払えない方に	⇒	介護保険料の支払猶予	主たる生計維持者が死亡・入院・廃業・失業・その他著しい収入減少時に猶予	⇒	豊橋市長寿介護課 ☎0532-51-3130
	介護保険料が払えない方に	⇒	公共料金の支払い猶予	各社ごとに支払期限を猶予 (事業者向けの猶予制度もあります)	⇒	各自加入している電気・ガス・電話会社等にお問い合わせください
	公共料金・電話(携帯)代が払えない方に	⇒	上・下水道料金の支払い猶予	収入減により一時的に支払いが困難になった方の状況に応じて対応	⇒	豊橋市上下水道局お客様料金センター ☎0532-51-2712
	上・下水道料金が払えない方に	⇒	住宅ローン返済相談	今後の支払い・返済スケジュールの変更について相談が可能	⇒	金融庁相談ダイヤル ☎0120-156-811
	住宅ローンが払えない方に	⇒	不妊治療助成の時限的要件緩和	感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に年齢要件を緩和 治療期間初日の妻の年齢を「43歳未満」→「44歳未満」へ延長	⇒	豊橋市子ども家庭課 ☎0532-39-9160

◎事業主向け

<p style="text-align: center;">給付 (もらえる)</p>	感染防止の休業協力をした事業主に	⇒	愛知県・市町村新型コロナウイルス対策協力金(※1)	愛知県が休業要請した業種に限り4月18日から5月6日まで休業・20時以降の時短営業した場合に50万円の協力を支給 愛知県が当初、床面1000㎡超の条件を付して休業要請した業種(後に床面積制限を撤回したもの)に限り4月23日から5月6日まで休業した場合に50万円の協力を支給	⇒	新型コロナウイルス感染症相談コールセンター ☎052-954-7453
		⇒	豊橋市独自の新型コロナウイルス対策協力金	愛知県の新型コロナウイルス対策協力金の要件(18日から休業開始)に間に合わなかった事業主及び、5時から20時の範囲内で1時間以上時短営業した飲食店等に対し4月24日から5月6日まで休業・時短営業をした場合に25万円の協力を支給 ※県の協力金との重複受給は不可	⇒	豊橋市産業政策課 ☎0532-51-2640
	自主的に休業をした理容・美容事業主に	⇒	理美容休業協力金(愛知県)	理容・美容各同業組合の加入事業主が4月24日から5月6日まで休業した場合に20万円の協力を支給 理容・美容各同業組合に非加入の事業主が4月25日から5月6日まで休業した場合に20万円の協力を支給	⇒	愛知県美容業生活衛生同業組合 ☎052-331-5151 愛知県理容生活衛生同業組合 ☎052-741-4088
		⇒	豊橋市独自の理美容休業協力金	愛知県の理美容休業協力金の要件(組合加入者24日から・非加入者25日から休業開始)に間に合わなかった事業主に対し、5月1日から5月6日まで休業した場合に5万円の協力を支給 ※県の協力金との重複受給は不可	⇒	豊橋市産業政策課 ☎0532-51-2640
	自粛で業績が悪化した事業主に	⇒	持続化給付金	2020年1~12月のうち最低月の売上が前年比50%以上減少した場合、その最低月の売上×12ヶ月と前年売上の差額を給付 上限：中小200万円・個人事業100万円	⇒	中小企業庁 中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-783-183
		⇒	小規模事業者持続化持続化補助金	2020年2月から2020年6月5日)までの任意の1ヶ月の売上が、前年同月比10%以上の売上減少/これから販路開拓に取り組む豊橋商工会議所管轄地域内の小規模事業者/対象経費の2/3(上限50万円)	⇒	豊橋商工会議所 ☎0532-53-7211

給付 (もらえる)	従業員に休んでもらった事業主に	⇒	雇用調整助成金	休業等助成金（中小なら最大 90%まで） 助成率は企業規模・雇用条件で変動	⇒	厚生労働省コールセンター ☎0120-60-3999
	子供の休校に伴い従業員を休ませた事業主に	⇒	小学校休業等対応助成金	小学校等（※2）休校で従業員が有給休暇を取得した場合（1日上限 8330 円）を助成	⇒	
	子供の休校に伴い休業したフリーランスの方に	⇒	小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業したフリーランス 1日当たり 4100 円（定額）を給付	⇒	

貸付 (かりる)	資金繰りのため融資を受けたい事業主に	⇒	愛知県融資制度 ①コロナ対応資金 ②緊急つなぎ資金 ③経営あんしん ④セーフティネット4号・5号	①前年度比 5%以上売上減少／限度額 3000 万円／利子 3 年間全額還付／保証料半額～全額免除 ②前年度比売上減少／限度額 5000 万円／利率 1.2%/保証料なし ③前年度比 3%売上減少／限度額 8000 万円／利率 1.2～1.4%/保証料 0.4～1.83% ④前年度比 5～20%売上減少／限度額 8000 万円／利率 1.1～1.5%/保証料 0.67～0.79%	⇒	取引金融機関または 愛知県信用保証協会 ☎0120-454-754
		⇒	無利子・無担保融資（借り換えも可）	新型コロナウイルスの影響で前年比 5%以上の売上減少／据置期間最大 5 年／融資限度額 6000 万円（別枠）	⇒	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
		⇒	マル経融資の金利引き下げ	前年比 5%以上の売上減少で融資限度額：別枠 1000 万円／当初 3 年間金利を 0.9%引き下げ（商工会議所等の推薦が必要）	⇒	
		⇒	危機関連保証制度の認定	最近 1 ヶ月間の売上が前年同月比 15%以上減少、かつ、その後 3 ヶ月間の売上が前年同期比 15%以上減少／普通保証 2 億円以内・無担保保証 8,000 万円以内・無担保無保証人保証 2,000 万円以内（別枠）	⇒	豊橋市産業政策課 ☎0532-51-2640

猶予 (支払延長)	法人税や消費税などが払えない事業主に	⇒	法人税や消費税等の納税猶予	前年同月比 20%以上減少の事業者は無担保かつ延滞税なしで納税猶予／固定資産税は軽減措置あり	⇒	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
	社会保険料が払えない事業主に	⇒	健康保険や厚生年金保険料の猶予	事業の休止や著しい損失があった場合における納付の猶予	⇒	協会けんぽ愛知支部 ☎052-856-1490 日本年金機構ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

(※1) 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象施設(業者)は、愛知県のホームページでご確認ください。 <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku2.html>

(※2) 「小学校等」とは（厚生労働省 HP より抜粋）・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の過程に類する課程を置く置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、こどもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等